

長期収載品の選定療養費について

令和6年10月から「長期収載品」といわれる後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品の処方を希望される場合は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、全ての医療機関で患者さんが自己負担することが決定されました。

- 対象は外来患者様となります。
- 選定療養費は保険対象外のため、消費税がかかります。
- 自己負担金の発生しない公費負担の患者さんも選定療養費の対象となります。

以下の場合、選定療養費の対象外となります。

- ・処方を行った医師が医療上の必要があると判断した場合
- ・供給不足等により、後発医薬品の提供が困難な場合